土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	市町村
業分 (ｱ)　学校教育施設等整備事業（大規模改造事業等を除く。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化債六十・〇％分」という。） (ｲ)　(ｱ)に掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和元年度都道府県国土強靭化債五十・〇％分」という。） イ　緊急自然災害防止対策事業分	［一～五　略］ 六　補正予算債償還費 1　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 ［略］ 2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年
［略］ ［削る］ (1)～(7)　［略］	［略］ (1)～(19)　略］ (20)　令和元年度補正予算債 ア　公共事業等（令和元年度一般会計の予備費の使用（令和元年十一月八日閣議決定）に係るものに限る。）並びに平成二十八年熊本地震、平成三十年七

	市町村
［同上］	［一～五　同上］ 六　補正予算債償還費
(1)　昭和六十二年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 (2)～(8)　［同上］	［同上］ 1　昭和六十二年度補正予算債 2　平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年
［同上］ ［新設］	(1)～(19)　同上］